

令和元年分 所得申告相談会

申告受付期間 **2月10日** (月) ~ **3月16日** (月) 税務課市民税係 ☎ 575-1138

▼申告前にチェック!

- 1 農業・営業・不動産所得がある人は事前に計算しましょう。
- 2 医療費控除を受ける人は事前に医療費控除の明細書に記入しましょう。

▼マイナンバーカードをお持ちください

マイナンバーカードをお持ちでない人は、**個人番号が確認できる書類(通知カードなど)**と**身元確認書類(免許証など)**をお持ちください。

台風19号で被災された皆様へ

災害によって住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除 ②災害減免法に定める税金の軽減免除のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部または一部を軽減することができます。

詳しくは国税庁ホームページ「災害関連情報」をご覧ください。福島税務署(☎ 534-3121)にお問い合わせください。



国税庁 HP

▼持ち物

必要書類がそろっていない場合は受け付けできませんので、ご注意ください。

- 源泉徴収票(原本) ※給与・年金所得がある人
- 収支計算書 ※農業・営業・不動産所得がある人
- 国民年金保険料・国民健康保険税などの控除証明書または領収書
- 生命保険・地震保険などの支払保険料控除証明書
- 医療費控除の明細書(受診者・病院ごとの合計額および保険金などで補填された金額がわかるもの)、おむつ使用証明書
- 配偶者の所得がわかるもの ※配偶者特別控除を受ける人
- 身体障害者手帳、療育手帳、障害者控除認定書 ※障がい者本人および障がい者の扶養義務者
- 学生証 ※学生のみ
- 税務署から郵送された通知書 ※郵送された人
- 申告者本人名義の預金通帳
- 印鑑(認印)
- マイナンバー確認書類
- その他必要と思われるもの

▼注意点

- ① 下記に該当する人は、**福島税務署の申告会場(ウィル福島)**で申告をしてください。
 - ・住宅ローンの控除を初めて受ける人
 - ・土地や家屋の譲渡(売買など)による所得がある人
 - ・株式の譲渡や先物取引による所得がある人
 - ・事業所得があり、青色申告をしている人
 - ・前年分の申告を税務署申告会場で行った人
- ② 申告受付期間中は、税務課や各総合支所窓口では申告相談を受け付けていません。各会場でご相談ください。

e-Taxがオススメ

スマホやパソコンで、**24時間いつでも利用可能**なe-Tax(イータックス)がおすすめです。



国税庁「確定申告書作成コーナー」▶



▼国保の高額療養費の申請と確定申告

所得申告で医療費の領収書を使用する場合は、次の点にご注意ください。

▶ 高額療養費を申請した後に確定申告をする場合

- ・高額療養費の申請を受け付けた際、領収書をお返しします。所得申告に使用してください。
- ・申告額は平成31年(令和元年)に支払った医療費から高額療養費の支給額を差引いた金額です。申告時には、市から送付される「高額療養費支給決定通知」が必要になります。

▶ 確定申告の後に高額療養費を申請する場合

- ・高額療養費に該当するかどうかは診療月の2カ月後に確定します。
- ・高額な医療費を支払った場合は、あらかじめ領収書のコピーを保存しておくことをおすすめします。

▼医療費通知は医療費控除に使用できます

国民健康保険で受診した被保険者のいる世帯主を対象に「医療費のお知らせ(医療費通知)」を2カ月に1度お送りしています。この通知は、医療費控除を受ける際に使用できます。

なお、医療費通知に記載されている自己負担額が実際に負担した額と異なる場合(公費負担や高額療養費の申請をした場合)は、訂正して申告してください。

※令和元年9、10月受診分の医療費通知は、1月下旬にお送りします。

税務課市民税係 ☎ 575-1138

▼申告相談会の日程・会場

- ・都合がつかない場合は、お住まいの地域以外の会場でも相談が可能です。
- ・各会場の初日・月曜日・最終日および保原会場の後半は、特に混雑が予想されます。混雑する日を避けて来場することをおすすめします。

[午前] 9時~11時
[午後] 13時~16時

	保原会場 伊達市役所 ※3月16日(月)は 15時まで受付	月舘会場 月舘中央交流館	霊山会場 霊山中央交流館 ※2月20日(水)は 11時まで受付	伊達会場 伊達ふれあいセンター ※3月2日(月)は 11時まで受付	梁川会場 梁川中央交流館 ※3月16日(月)は 15時まで受付
2月10日(月)		月舘、布川			
12日(水)	富成	御代田			
13日(木)		糠田、上・下手渡			
14日(金)	柱沢		石戸		
17日(月)			小国		
18日(火)			掛田		
19日(水)			霊山		
20日(木)	保原				
21日(金)					
25日(火)					
26日(水)					箱崎、伏黒
27日(木)					
28日(金)					伊達
3月2日(月)					
3日(火)					
4日(水)	大田				白根、山舟生、東大枝
5日(木)					栗野
6日(金)					
9日(月)	上保原				梁川
10日(火)					
11日(水)					堰本
12日(木)					富野
13日(金)					五十沢
16日(月)					

伊達市の申告会場以外でも申告ができます

確定申告書作成会場は「ウィル福島」

期間 **2/17(月)~3/16(月)** ※土日祝日を除く

時間 9時30分~16時

2/24(月)、3/1(日)は開設します

※申告書作成会場は、2月17日(月)に開設されます。会場開設前は、税務署内を含め申告書作成会場は設置されていませんので、会場開設後にお越しください。



ウィル福島アクティおろしまち
(福島市鎌田字卸町 10-1)